

令和3年7月30日開催

令和3年度
燕市農業委員会第4回総会議事録

燕市農業委員会

燕市農業委員会第4回総会 議事録

1. 開催日時 令和3年7月30日(金曜日)
午前9時30分～午前10時11分

2. 開催場所 燕市役所 1F つばめホール

3. 出席委員(28名)

1番 金山 吉夫	11番 早渡 秀夫	21番 江口 保
2番 長谷川治仁	12番 大久保政博	22番 山浦 博
3番 原田國太郎	13番 山上 忠	23番 小川 芳秀
4番 渡邊美代子	14番 中村 幸夫	24番 本井佐登志
5番 佐藤 春夫	15番 伊藤 均	25番 佐藤 信一
6番 江辺 耕一	16番 伊藤 和夫	26番 遠藤 忠夫
7番 川本 敏夫	17番 土田 喜七	27番 三浦 哲郎
8番 笠原 久幸	18番 本田 繁	28番 澤口 義明
10番 山田 直子	19番 荻原 一郎	29番 和田 正春
	20番 明田栄以知	

4. 欠席委員(1名)

欠席 1名 9番 廣野和夫

欠員 0名

5. 会議日程

- (1) 開会
- (2) 議事録署名委員の選任
- (3) 会長報告

報告第8号 農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)の報告

報告第9号 農地転用事実確認願について

報告第10号 農地の転用事実に関する照会について

報告第11号 認定電気通信事業者が有線電気通信のための線路、空中線系若しくは中継施設等に供するための転用届けについて

(4) 議事

- 議案第 20 号 農地法第 5 条の規定による許可処分取消申請について
- 議案第 21 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 議案第 22 号 農地転用事業計画変更承認申請について
- 議案第 23 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 議案第 24 号 農用地利用集積計画（案）の決定について
- 議案第 25 号 農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画（案）の決定について、及び農用地利用配分計画の認可について

(5) 閉会

6. 出席した事務局職員

局長 小池和恵 次長 加藤幸夫 副参事 広瀬美佳子

7. 総会議長

本井 佐登志 （会長）

8. 議事録署名委員

16 番 伊藤和夫 17 番 土田喜七

9. 会議の概要

以下のとおり

議 長	<p>本日の総会の欠席委員は、議席番号9番 廣野和夫委員より欠席の連絡がありましたので、報告致します。</p> <p>なお、各委員は、総会に欠席する場合は、必ず事務局に報告くださるようお願い致します。</p> <p>なお、審議におきましては、発言をする場合には、必ず議長の許可を得てから議席番号を告げ、発言するようお願いします。議事が閉会した後の協議事項等においては議席番号を告げる必要はありませんので、ご了承願います。</p>
議 長	<p>総会は、現に在任する委員の過半数の出席により成立します。只今の出席委員は28名であります。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会が成立している事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今より、燕市農業委員会第4回総会を開会致します。</p> <p>それでは、日程2の議事録署名委員の選任についてであります。</p> <p>議長の指名に一任願えますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議 長	<p>それでは、議長として次の2名を指名致します。</p> <p>議席番号16 伊藤和夫 委員及び</p> <p>議席番号17 土田喜七 委員にお願いします。</p>
議 長	<p>次に、日程3の会長報告についてであります。</p> <p>会長報告第8号から第11号を事務局に一括して報告を求めます。</p>
事務局	<p>会長報告第8号、「農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)」の報告であります。</p> <p>受付番号32番 下粟生津字下組の田、1筆、面積1,647㎡、賃貸人の都合に伴う利用権の解約であります。</p>
事務局	<p>続きまして、会長報告第9号、「農地転用事実確認願について」であります。</p> <p>受付番号3番 粟生津字山王の田畑、計10筆、面積3,653㎡、転用目的は貸駐車場、現況地目は宅地、証明番号年月日は証第3号、令和3年7月5日であります。</p>
事務局	<p>次に、会長報告第10号、「農地の転用事実に関する照会について」であります。</p> <p>受付番号2番 大曲字砂押の田畑、2筆、面積100㎡、現況は非農地、宅地、転用許可等の有無とその内容は、有り、昭和47年1月24日、農地法第5条、病院・住宅敷地の一角、</p>

事務局	<p>用途区域内であります。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>次に、会長報告第 11 号、「認定電気通信事業者が有線電気通信のための線路、空中線系若しくは中継施設等に供するための転用届けについて」であります。</p> <p>受付番号 2 番 熊森字堤外^{ていがい}の畑、1 筆、面積 688 m²のうち 1.44 m²、転用の目的は「携帯電話基地局の設置」、地域としては、農用地区域外であります。位置図は議案資料 2 頁～3 頁をご覧ください。</p> <p>届出箇所は、島上小学校に近い、県道燕・地藏堂線脇の畑となります。転用面積の 1.44 m²はアンテナの頂上で四方に伸びるアンテナの占有面積となります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局の報告が終わりましたので、質問を受けたいと思います。質問等ありましたらお願い致します。</p> <p>(質問なし)</p> <p>ご質問が無いようですので、日程 4 の議事に入ります。</p>
議長	<p>議案第 20 号「農地法第 5 条の規定による許可処分取消申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 20 号「農地法第 5 条の規定による許可処分取消申請について」であります。</p> <p>受付番号 3 番 熊森字四ツ割の田畑、2 筆、面積 765 m²、取消しの理由は、「新型コロナウイルスに伴う影響で全国的に新店舗の出店計画が見直しとなり、当該地への出店計画が中止となったため」、許可日、許可番号は令和 2 年 6 月 30 日第 15018 号であります。位置図は議案資料 1 頁にお戻りください。</p> <p>分水営農センター前にあったコンビニエンスストアが、大型車両が駐車できるよう、敷地を拡張移転する計画でしたが、説明のとおり出店計画が中止となったものであります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。本件については、去る 7 月 21 日、第 3 事前審査委員会が開催されていますので、伊藤委員長より審査結果内</p>

伊藤委員長	<p>容の報告をお願い致します。</p> <p>7月21日、午前9時30分より、市役所301会議室で、第3事前審査委員会、委員14名全員で審査の結果、農地法第5条の取消し申請1件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、伊藤委員長より、審査結果内容の報告がありました。</p> <p>これより審議をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(質疑なし)</p>
議 長	<p>他に無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「取消し」とする事で、異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「取消し」とする事に決しました。</p>
議 長	<p>次に、議案第21号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第21号「農地法第3条の規定による許可申請について」であります。なお、今回の申請3件については、耕作者の変更がないため、位置図の添付はありません。</p> <p>受付番号15番 下児木字中川原の畑、2筆、面積749㎡、契約内容は親子間の使用貸借、再契約となります。</p> <p>受付番号16番 野中才字下谷地の田、1筆、面積433㎡、契約内容は親子間の贈与であります。譲受人は仕事の関係で、県外居住となっておりますが、燕市在住である経営責任者の農地台帳に含まれるため、こちらも耕作者の変更はありません。</p> <p>受付番号17番 吉田西太田字札木の田畑、計6筆、面積3,693㎡、契約内容は贈与、譲受人は同居する孫になります。</p> <p>以上、これらの案件は、地域調和等、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると判断されます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、第3事前審査委員会が開催されていますので、伊藤委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
伊藤委員長	<p>審査の結果、農地法第3条の許可申請3件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、伊藤委員長より、審査結果内容の報告がありました。</p> <p>これより審議をお願い致します。</p>

議 長	<p>(質疑なし)</p> <p>他に無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事で、異議ありませんか。</p>
議 長	<p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事に決しました。</p>
議 長 事務局	<p>次に、議案第 22 号「農地転用事業計画変更承認申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p> <p>議案第 22 号「農地転用事業計画変更承認申請について」であります。受付番号 5 番 水道町四丁目の田、2 筆、面積 325 m²、当初の計画者及び転用目的に変更はありません。今年の 5 月総会で許可となっているものでありますが、申請に係る持ち分割合に誤りがあり、所有権移転登記ができないため、事業計画変更により、改めて承認を得るものであります。位置図は、議案資料 4～5 頁をご覧ください。</p> <p>申請地は、第 1 種住居地域に指定された用途地域内の農地で、第 3 種農地として許可済みの農地であります。説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、第 3 事前審査委員会が開催されていますので、伊藤委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
伊藤委員長	<p>審査の結果、農地転用事業計画変更承認申請 1 件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、伊藤委員長より、審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p>
議 長	<p>(質疑なし)</p> <p>他に無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり承認とする事で、異議ありませんか。</p>
議 長	<p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり承認とする事に決しました。</p>
議 長 事務局	<p>次に議案第 23 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p> <p>議案第 23 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」であります。</p>

事務局	<p>受付番号 25 番 吉田法花堂字下村の畑、2 筆、面積 684 m²、転用目的は、宅地分譲（2 区画）、令和 3 年 10 月 31 日完工予定であります。位置図・土地利用計画図は、<u>議案資料 6～7 頁</u>をご覧ください。</p> <p>業務の拡大を図るため、宅地分譲（2 区画）をおこなうものであります。</p> <p>申請地は、第一種中高層住居専用業地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第 3 種農地であると判断されるところであります。</p> <p>受付番号 26 番 井土巻四丁目の畑、1 筆、面積 235 m²、転用目的は住宅、契約内容は使用貸借、令和 3 年 12 月 10 日完工予定。位置図、土地利用計画図は、<u>議案資料 8～9 頁</u>をご覧ください。住宅を建築するため、農地を借り受けるものであります。</p> <p>申請地は、準工業地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第 3 種農地であると判断されるところであります。</p> <p>受付番号 27 番 小池字八人切の田、2 筆、面積 2,042 m²、転用目的は露天駐車場（51 台）、契約内容は売買、令和 3 年 9 月 30 日完工予定。位置図、土地利用計画図は、<u>議案資料 10～11 頁</u>をご覧ください。</p> <p>従業員及び業務用の駐車場が不足しているため、駐車場を造成するものであります。</p> <p>申請地は、工業専用地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第 3 種農地であると判断されるところであります。</p> <p>受付番号 28 番 八王寺字江西の田、1 筆、面積 439 m²、転用目的は住宅、契約内容は使用貸借、令和 3 年 12 月 31 日完工予定であります。位置図、土地利用計画図は、<u>議案資料 12～13 頁</u>をご覧ください。</p> <p>借家住まいのため、親族から土地を借り受け、住宅を建築するものであります。</p> <p>申請地は、農振白地の農地で、500m 以内に小池中学校や医療施設などが 2 ヶ所以上あり、GW 完備、幅員 4m 以上の農地であることから、市街化が見込まれ、第 3 種</p>
-----	--

事務局	<p>農地であると判断される場所です。</p> <p>受付番号 29 番 蔵関字道上の田他、計 13 筆、面積 8,871 m²、転用目的は、露天駐車場 (34 台)、契約内容は売買、令和 4 年 3 月 20 日完工予定であります。位置図、土地利用計画図は、議案資料 14～15 頁をご覧ください。</p> <p>事業の拡大に伴い、本社脇に駐車場を造成するものであります。</p> <p>申請地は、工業専用地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第 3 種農地であると判断される場所です。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、第 3 事前審査委員会が開催されていますので、伊藤委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
伊藤委員長	<p>審査会では、番号 29 番の 3,000 m²以上の転用案件について、現地で事務局の説明を受けました。審査の結果、農地法第 5 条の規定による許可申請 5 件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議長	<p>只今、伊藤委員長より審査結果内容の報告がありました。</p> <p>これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり許可とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり許可とする事に決しました。</p> <p>なお、只今異議なしとした農地法第 5 条の許可について、3,000 m²を超える案件については、許可相当として県常設審議委員会への諮問のあと、許可と致します。</p>
議長	<p>次に議案第 24 号「農用地利用集積計画 (案) の決定について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 24 号「農用地利用集積計画 (案) の決定について」であります。議案の 11 頁をご覧ください。</p> <p>相対の賃貸借になります。</p> <p>受付番号 4 番 <small>うまみちのしも</small> 燕字馬道下の田、他計 7 筆、面積 2,362 m²、契約の種類は賃貸借権、10 年の再設定であります。対価につ</p>

	<p>いては記載のとおりですので、お読み取りください。 受付番号 5 番 水道町四丁目の田、他計 19 筆、面積 15,988 m²、契約の種類は賃貸借権、10 年の再設定であります。対価については記載のとおりですので、お読み取りください。 説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、第 3 事前審査委員会が開催されていますので、伊藤委員長より、審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
伊藤委員長	<p>審査の結果、農用地利用集積計画 2 件、異議がなかった事を報告します。</p>
議 長	<p>只今、伊藤委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p>
	<p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>しばらくして無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり、決定とする事で、ご異議ありませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり決定とする事に決しました。</p>
議 長	<p>次に議案第 25 号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画(案)の決定について、及び農用地利用配分計画の認可について」を議題と致します。事務局に一括して説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 25 号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画(案)の決定について、及び農用地利用配分計画の認可について」であります。議案の <u>13 頁</u>をご覧ください。</p> <p>はじめに、農用地利用集積計画であります。</p> <p>受付番号 97 番 灰方字南の田、2 筆、面積 2,029 m²、利用権の設定を受ける者は新潟県農林公社、設定期間は令和 13 年 11 月 30 日までの 10 年、単価については記載のとおりですので、お読み取りください。</p>
事務局	<p>続いて、配分計画であります。<u>14 頁</u>をご覧ください。</p> <p>受付番号 58 番 灰方字南の田、2 筆、面積 2,029 m²、利用権の配分を受ける者の設定期間は、令和 13 年 11 月 30 日までの 10 年であります。</p> <p>なお、関係委員の案件はありませんでした。 説明は以上です。</p>

議 長	事務局の説明が終わりました。本件についても、第3事前審査委員会が開催されていますので、伊藤委員長より、審査結果内容の報告をお願い致します。
伊藤委員長	審査の結果、農用地利用集積計画 <u>1件</u> 、異議がなかった事、また、農用地利用配分計画1件、意見は特になかった事を報告します。
議 長	只今、伊藤委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。
	(質疑なし)
議 長	しばらくして無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり農用地利用集積計画は原案どおり決定する事、また関係委員の案件を除いた農用地利用配分計画については、意見は「特になし」とする事で、ご異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり農用地利用集積計画については、原案どおり決定する事、また、農用地利用配分計画については、意見は「特になし」とする事に決しました。 なお、議案第24・25号の案件につきましては、8月5日の告示により効力が発生する事になります。
議 長	以上をもちまして、本日の議事日程は、全て終了致しましたので、燕市農業委員会第4回総会を閉会致します。
	(終了時刻 午前10時11分)

本議事録は、燕市農業委員会会議規則第14条の規定によりこれを作成し、この次第に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年7月30日

総会議長 本井作登志

議事録署名委員 伊藤和夫

議事録署名委員 上田喜七
